

新潟県精神保健福祉士協会

交通費の支給に関する細則 1 第 3 条（申請書）

下記の規定（基準）により、会議等出席者の交通費を請求いたします。

請 求 日 令和 年 月 日

請求取りまとめ責任者 _____

開催日		会議名		会場	
-----	--	-----	--	----	--

請求者氏名	片道距離	① 距離基準額	② 高速料金	① + ② 合計請求額
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円
	Km	円	円	円

① 距離基準額
当該会場および片道距離 10km までは、一律 400 円 その他は、往復距離×20 円（1 km 当） ※交通費の算出起点及び終点となる場所は、原則として会務等の実施日が休日の場合は住所地とし、勤務日の場合は勤務地とする。
② 高速料金
自宅もしくは勤務地を起点とした 最寄りの IC から、活動会場の最寄りの IC 間の高速道路料金往復分の実費。 ※領収書の提出を原則とする。
③ その他
自家用車等を使用しない方法で移動した場合は鉄道会社、バス会社等が発行する領収書の金額を交通費として支給する。この場合においても上記の起点、終点の基準を適用する。 ※領収書の提出を原則とする。